

監督処分の基準 改正概要

1 建設業法第28条本文に該当する不正行為があった場合、原則として指示処分を行うこととしており、改正法により追加された以下の規定について、指示処分の対象となり得る旨を追記

【追加された基準】

- ・ 第19条の3第2項
建設業者による不当に低い請負代金による契約締結の禁止
- ・ 第19条の5 ※
著しく短い工期による契約締結の禁止
- ・ 第20条第2項から第4項まで及び第6項
著しく低い労務費等による見積りの禁止等

※ 第19条の5（著しく短い工期の禁止）は、改正前の監督処分基準では、違反する場合に必要に応じて「勧告」し、従わない場合に「指示処分」を行う段階的な規定としていた。

今回の法改正により、注文者だけではなく、建設業者（受注者）に対して著しく短い工期の禁止が適用されたことや時間外労働の罰則付き上限規制が建設業にも適用（R6.4.1～）されるなど、規制が強化されていることを踏まえ、監督処分についても、直ちに「指示処分」し得るよう、基準を引き上げる。

2 令和2年10月より適正な社会保険等への加入が建設業の許可及び許可更新の要件となり、許可の有効期間は5年間であることから、令和7年10月1日以降は、全ての建設業者が適正な社会保険等に加入済みの状況となったため、建設業者が社会保険等に未加入であり、かつ、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反した場合に監督処分を行うとしていた規定を削除

（削除する規定）

健康保険、厚生年金保険又は雇用保険（以下「健康保険等」という。）に未加入であり、かつ、保険担当部局による立入検査を正当な理由がなく複数回拒否する等、再三の加入指導等に従わず引き続き健康保険等に未加入の状態を継続し、健康保険法、厚生年金保険法又は雇用保険法に違反していることが保険担当部局からの通知により確認された場合は、指示処分を行うこととする。指示処分に従わない場合は、機動的に営業停止処分を行うこととする。この場合において、営業停止の期間は、3日以上とする。

3 その他関係法令の改正に伴う規定整備

- ・ 刑法の一部改正（R7.6.1施行）
「懲役刑」 → 「拘禁刑」に改正
- ・ 独占禁止法の一部改正（R2.12.25施行）
独占禁止法第7条の4第7項 → 独占禁止法第7条の2第18項に改正